

AW 畜産食品事業所認証に関する要項

第1 目的

我が国において、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマル ウェルフェア畜産」または「AW 畜産」という）の展開を促進し、消費者の理解を得るため、AW 畜産認証農場の生産物を原材料にした食品の製造・販売事業所に係る要項を定め、AW 畜産の普及・推進に寄与することを目的とする。

第2 認証の種類と認証対象者

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）は、AW 畜産認証農場の畜産物を原材料にした食品を製造・販売する事業所について、認証条件と認証対象者を定め、申請により各々の基準を満たす者に対し認証を行なうものとする。

第3 認証条件

1 認証条件

- (1) AW 畜産認証農場の畜産物を 100%原材料にして、商品の製造・販売業を営む意思を持つ事業所であること。
- (2) 事業所は認証状の交付にあたり、上記農場の畜産物を 100%原材料にして、商品を製造する旨の誓約書を協会に提出すること。
- (3) 関連法令に基づく各種許認可を取得し、法令を順守する事業所であること。
- (4) 協会の正会員であること。
- (5) AW 畜産認証農場や協会等と協力し、ともに AW 畜産の普及・推進に努める意欲を持つ事業所であること。

2 費用

認証審査に係る費用（資料2）および認証審査員の旅費（実費）、会員年会費の支払いが確認されてから認証状を発行する。

3 申請書類

認証の申請を行う者は品目ごとに以下の書類を提出すること。

3-1 牛乳・乳製品を製造する事業所

- ①認証申請書（様式1）
- ②乳製品の AW 畜産食品生産状況報告書（様式5）
- ③誓約書（様式7）
- ④都道府県発行の酪農事業施設の新設承認書（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の承認書の写し）
- ⑤酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき酪農事業施設新設または変更の申請に使用した書類の写し
- ⑥所管の保健所発行の製造品目別営業許可証の写し（有効期限内のもの）
- ⑦食品衛生責任者実務講習会の修了書の写し（有効期限内のもの）
- ⑧PL（生産物賠償責任）保険証書の写し（有効期限内のもの）
- ⑨工場の新設、増設等の変更があれば酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき酪農事業施設新設または変更の申請に使用した書類の写し

第4 認証の有効期間

AW 畜産食品事業所認証の有効期間は、認証を受けた日から5年とする。

第5 立ち入り審査と認証期間内の審査

1 事前提出書類

立ち入り審査は、事業者による前記の書類提出を受け、審査員が書類と現況を照合して実施する。

2 立ち入り審査の回数

新規認証申請時に1回立ち入り審査を行う。認証後1～4年目は書類審査（提出書類は第5-4に定める）のみを年1回行う。認証後5年目は認証失効日までに1回立ち入り審査を行う。認証期間を更新した場合はその繰り返しとする。

ただし牛乳・乳製品を製造する事業所は、立ち入り 検査に該当しない年度であっても、前年度と製造量及び製造品目に変更がある、もしくは増設または新施設がある場合には、上記の（第3、3-1⑨）の申請に基づき立ち入り検査を実施することもある。

3 再審査

立ち入り審査に不合格の場合は、2回まで再審査を行う。

4 認証後の書類審査に必要な書類

4-1 牛乳・乳製品を製造する事業所

①乳製品のAW 畜産食品生産状況報告書（様式5）

②誓約書（様式7）

5 審査費用

立ち入り審査と同再審査、認証期間内の書類審査の費用は「食品事業所の審査費用」（資料2）に定める。

6 改善指導

改善事項などがある場合、協会はその旨を事業者に指摘し、指導することができる。

第6 認証申請者の欠格事項

認証制度に関する基本要項（要項1）の第6に定める。

第7 認証の決定および認証状の交付

認証制度に関する基本要項（要項1）の第7に定める。

第8 認証マーク

認証制度に関する基本要項（要項1）の第8に定める。

第9 認証書の掲示

認証制度に関する基本要項（要項1）の第9に定める。

第10 認証の更新

認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする者は、有効期間が満了する日の6ヶ月前までに認証更新申請書（様式2）を代表理事あてに提出する。

第11 認証の取消

認証制度に関する基本要項（要項1）の第11に定める。

第12 認証の辞退

認証制度に関する基本要項（要項1）の第12に定める。

第13 公表

認証制度に関する基本要項（要項1）の第13に定める。

第14 認証を受ける者の義務

認証制度に関する基本要項（要項1）の第14に定める。

第15 報告

認証制度に関する基本要項（要項1）の第15に定める。

第16 認証審査員

AW 畜産協会認証審査員に関する規程（規程1）に定める。

第17 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができるものとする。

附則 この要項は、2017年9月1日から施行する。

附則 この要項は、2020年6月28日から施行する。

附則 この要項は、アニマルウェルフェア（AW）畜産食品事業所の認証基準に関する要項（牛乳・乳製品編）を改名、改訂し2020年8月15日から施行する。